第５章　消火活動上必要な施設

第１節　排煙設備

第１　用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

１　排煙設備とは、排煙機、給気機、排煙風道、給気風道及び附属設備をいい、換気設備又は排煙に利用できる空気調和設備（調和機を除く。）を兼ねているものを含むものをいう。

２　風道とは、排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するもので、排煙機又は給気機に接続されているものをいう。

３　防煙区画とは、防煙壁によって床面積500平方メートル（令第28条第１項第１号に掲げる防火対象物にあっては、300平方メートル）以下に区画された部分をいう。

４　給気口とは、防煙区画内における開口部で、排煙及び給気時、当該部分への空気流入に供される開口部をいう。

５　排煙口とは、防煙区画内における排煙風道に設ける煙の吸入口及び直接外気への排出口をいう。

６　排煙出口とは、排煙風道に設ける屋外への煙の排出口をいう。

７　外気取入口とは、消火活動拠点への給気を行うために、外部に接して外気を取り入れる部分のことをいう。

８　附属設備とは、非常電源、排煙切換えダンパー、給気口に設ける垂れ壁（可動式のものを含む。）その他の排煙のために設けられるすべての機器をいう。

９　消火活動拠点とは、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画をいう。

第２　設置方法

１　防煙区画は、規則第30条第１号及び第２号の規定によるほか、次による。

(1) 防煙区画は、２以上の階にわたらないこと◆

(2) 防煙壁は、不燃材料（アルミニウム、ガラス（線入り、網入りガラスを除く。）等加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）で造り、又は覆われたものとすること

(3) 防煙壁に開口部を設ける場合は、常時閉鎖式又は煙感知器の作動若しくは排煙機の起動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けること◆

(4) 可動式の防煙壁を設置する場合は、次によること。

ア　防煙壁は、材質・構造等が火災時に有効かつ確実に作動しなければならないこと。

イ　防煙壁の作動後、床面から 1.8m 以上の空間を確保し、避難上支障のないものとすること。

ウ　排煙機の起動及び感知器の作動と連動して作動すること。

(5) 防火・防煙シャッターにより防煙区画を形成する場合は、当該シャッターに隣接した防煙区画に設けるそれぞれの手動起動装置と連動して閉鎖すること。

２　排煙出口は、次によること

(1) 防火対象物の周囲の状況、気象条件等を考慮して、排出された煙が避難上又は消火活

動上支障とならない位置とすること◆

(2) 排出された煙が、給気風道の外気取入口から流入しない位置とすること◆

第３　非常電源及び配線

非常電源及び配線は、第６章．第１節「非常電源の基準」による。

第４　不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に係る取り扱い

安全センターに設けられたガス系消火設備等評価委員会の評価を受けた不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備は、規則第29条第２号に掲げる消火設備とみなして取り扱うものとする。◆

第５　総合操作盤

総合操作盤は、第６章．第１節「総合操作盤の基準」による。

第６　換気空調設備

排煙口が開放された防煙区画については、排煙機の起動と連動して換気空調設備を停止すること。

第７　特例基準

排煙設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

１　消火活動拠点に設けるもので、次に該当するものについては、風道に排煙機を設置しないことができる。

(1) 通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1437号）第１号の規定に適合すること。この場合において、同告示第１号ハ(3)に規定する「送風機」は、「給気機」に読み替えるものとする。

(2) 給気機は、消火活動拠点に設置する給気口の通過風量が5,500立方メートル毎時以上の空気を供給することができる性能であること

(3) 規則第30条第４号イ及びロのいずれの規定にも適合すること。この場合において、同号ロ(ｲ)の規定にあっては、消火活動拠点に隣接する室（階段室を除く。）における作動又は開放によってのみ連動して起動するものとすることができる。

２　次のいずれかに該当するものについては、排煙設備を設置しないことができる。

(1) 消火活動拠点以外の部分で、建基法の規定に適合する排煙設備（規則第30条第10号に規定する防火対象物に設けるものにあっては同規定に適合しているほか、原則として規則第30条第３号ホ、第５号及び第11号に規定する措置を講じたものに限る。）が設置されている部分

(2) 仮設建築物で、屋内消火栓設備の基準（第12．２．(1)から(4)まで）に適合するもの

(3) 耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸（規則第

13条第２項第１号ハに適合するものに限る。）を設けた部分で次に掲げるもの。ただし、ウにおけるエレベーターホールとエレベーターシャフトとの間に設ける防火戸の閉鎖方法については、火災管制及び停電管制運転を行うことができ、かつ、着床後運転停止の際にエレベーターのかごの扉が開放された状態とならないものにあっては、この限りでない。

ア　機械換気設備の機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーター機械室、不燃性ガスのボンベ室又はガスガバナー室等で、床面積が100平方メートル以下のもの

イ　倉庫又は階段室の前室で、床面積が50平方メートル（スプリンクラー設備が令第12条の規定に従い、又は当該規定の例により設置されているものにあっては100平方メートル）以下のもの

ウ　非常用エレベーターの乗降ロビー以外のエレベーターホールで床面積が50平方メートル以下のもの

エ　第６章．第１節「非常電源の基準」（同基準第８．１の規定の例を含む。）による非常電源を付置した換気設備の設けられている変電室、発電機室又は蓄電池室

オ　階段室又はエスカレーター室

(4) 耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に特定防火設備である防火戸若しくはこれと同等以上のものを設けた冷蔵室、冷凍室又は金庫室等

(5) 不燃材料の壁、床及び扉で区画された床面積が50平方メートル以下の冷蔵室又は冷凍室で、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第14．４．(1)及び(2)）に適合するもの

(6) 床面積が15平方メートル以下である機械換気設備の機械室、変電設備室、分電盤室又は電話交換機盤室その他これらに類する室で、次に適合するもの（図５－１－１）

ア　当該室は、排煙設備が設けられている室（床面積が当該室の床面積より大きい室に限る。）に隣接していること

イ　隣接する排煙設備が設けられている室との間には、幅75センチメートル以上、高さ1.8メートル以上の出入口が設けられていること

ウ　隣接する排煙設備が設けられている室以外の部分とは、不燃材料の壁及び床で区画されていること

エ　室内のいずれの部分からも、イの出入口までの水平距離が５メートル以下であること

図５－１－１

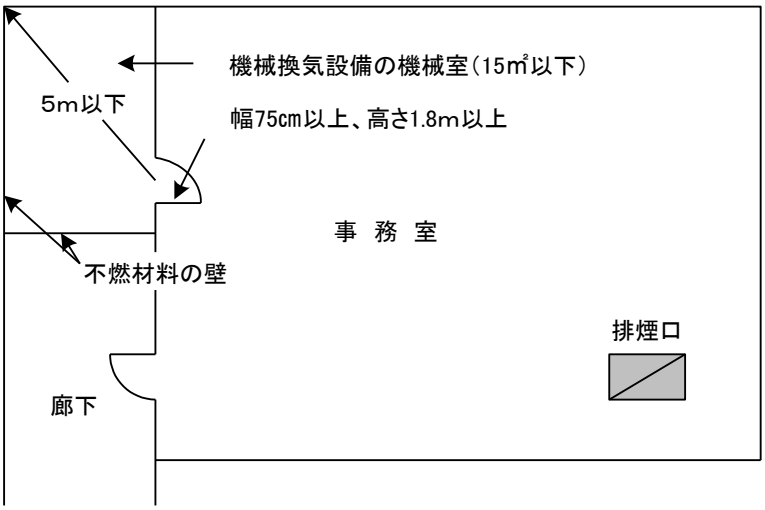

(7) 浴室、シャワー室、洗面所、便所、風除室、エレベーターの昇降路、リネンシュート又はパイプダクトその他これらに類する部分

(8) 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分等のうち、安全センターに設けられたガス系消火設備等評価委員会の評価を受けた不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備が設置された部分

(9) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の基準（第14.15）に該当するもの